

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	投資法人等の導管性要件である国内 50%超募集要件の見直し		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>投資法人の導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である出資（投資口）の過半を国内で募集する必要があるという要件（投資口国内 50%超募集要件）について、「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定すること。</p> <p>なお、特定目的会社の導管性要件についても、投資法人における見直しとあわせて、所要の整理を行うこと。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
	<p>(1) 政策目的</p> <p>証券化市場に厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国金融・資本市場の競争力を強化するためには、投資法人の資金調達方法を多様化させ、当該市場への資金供給に厚みを持たせることが重要である。</p> <p>投資法人の導管性要件の一つに出資（投資口）の過半を国内で募集する必要があるという要件（投資口国内募集 50%超要件）があるが、この要件に関して、投資法人が増資により資金調達を行う際、「個々の増資ごとに、その過半を国内募集する必要がある」というのが現行法の解釈となっており、海外投資家からの増資に対する阻害要因となっている。</p> <p>このため、不動産証券化市場に係る資金の調達方法を多様化し、当該市場への資金供給に厚みを持たせる観点から、上記の国内募集 50%超要件を「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定することを規定し、我が国証券化市場へのリスクマネーを供給できる環境を整備する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	海外からのリスクマネーを供給できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	<p>投資法人の投資口国内50%超募集要件については、投資法人が増資により資金調達を行う際、「個々の増資ごとに、その過半を国内募集する必要がある」というのが現行法の解釈となっている。そのため、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、海外からの資金調達に支障をきたすこととなっており、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない状況にある。</p> <p>なお、昨今の経済情勢を受け、我が国の不動産証券化の実績は急落している。</p>	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	これまで海外からの追加増資が行えなかった投資法人について、適用が可能となる。
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		投資法人の投資口国内50%超募集要件を「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定することを規定することで、追加で資金調達を行う投資法人について、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備される見込み。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>なし</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>なし</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>投資法人の投資口国内 50%超募集要件を「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定することを規定することで、資金の調達方法が多様化され、不動産証券化市場が活性化し、我が国金融・資本市場の競争力が強化される。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績（適用対象法人数）</p> <p>H18年度 40 法人</p> <p>H19年度 42 法人</p> <p>H20年度 42 法人</p> <p>H21年度 41 法人</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>投資法人の支払配当損金算入制度については、投資法人段階で法人税課税をほぼ受けないことにより、投資家による国内証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし（平成 21 年度）</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。</p> <p>平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。</p>